

寒川町告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、別紙規約により茅ヶ崎市に委託している寒川町の消防指令業務に関する事務の委託を廃止するので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約を廃止
する規約

茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成34年4月1日から施行する。